

第25回民間資金等活用事業推進委員会（概要）

日 時：平成23年2月24日（木）10:00～12:00

会 場：中央合同庁舎第4号館12階共用第1208特別会議室

出席者：渡委員長、宮本委員長代理、碓井委員、小林委員、佐藤委員、根本委員、
野田委員、野城委員、
赤羽専門委員、有田専門委員、石田専門委員、江口専門委員、小幡専門委員、
滝口専門委員、土屋専門委員、野元専門委員、橋本専門委員

事務局：園田内閣府大臣政務官、小橋民間資金等活用事業推進室長、
上田参事官、難波補佐、武藤補佐、宮沢補佐

議事概要：

（1）「中間的とりまとめ」を受けての対応について

○事務局より、資料1～3及び、委員限りに配布したPFI法改正の条文案に基づいて説明。主なやりとりは下記のとおり。

【「中間的とりまとめ」を受けての検討状況について】

（B委員）検討状況について、今、日本の置かれている財政状況を鑑みて、スピードが遅いという印象。検討を進めて、具体的に何が障害になっているのか、今後いつまでに、どういうプロセスで検討するのか。

（事務局）今年度は、まず、法案、予算、税制等を進めてきたが、その後で、法案以外の運用による部分については、進めていく。法改正により、基本方針、ガイドライン等変えることになるが、そのタイミングで入れていくものは入れていきたい。

（B委員）委員会では、コンセッションのスキームを入れることだけではなく、過去10年間進んでこなかったという現実に対して、どのように規制緩和等をして案件をもっと増やしていくかという根本的な問題意識があって議論してきた。法改正だけでは不十分。

（事務局）コンセッションだけで終始するものではなく、諸々のことをやっていかないと動かないというのは御指摘のとおり。そのため、例えば、民間事業者からの提案制度や技術提案の仕組みを法案上規定している。

（E専門委員）「中間的とりまとめ」に取り上げられた各項目について、いつまでに解決していくか、また、平成19年11月のPFI推進委員会報告「真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて」にまとめられたPFIの課題の全体を生かして、今後、どのように解決していくのか、その工程表を次回の委員会で提案されることを希望する。

（事務局）ロードマップを整理し、それを次回示して御審議いただきたい。

【コンセッション方式（公共施設等運営権）について】

（C委員）公共施設等運営権と、道路や水道を始め既存の公物管理法との関連については、

非常に重要な論点。

(事務局) 運営権は、物権として構成しており、公共施設等の管理者の持っている管理権限を民間事業者に設定することで、事業者はその権限を行使することができる。公物管理法との関係では、破る、破られないという関係ではなく、公物管理法に基づく管理者の権限を民間事業者に設定するものであり、ほぼ全ての公物管理法に溶け込むことが可能。ただし、道路と空港は、個別の事情により今年はできない、産廃処理施設も、適用できないとのことだが、その他の施設は、適用可能との回答を各省庁から得ている。

(D 専門委員) ダム使用权と並んで物権とみなすという、大きく踏み出したという考えを持って受け止めている。

(K 専門委員) 特にコンセッションなどは期待するところが大きで、ようやく法律の形まで見えたというのは、非常にありがたいこと。実際に法律ができて、現実的な事業が始められるときに、事業が成り立つよう、官民でうまく協力しながら案件をつくっていかたいと思っているが、現実には100%独立採算で、公共施設の運営管理を民間でできるかというところは、非常に心配しており、そういう中でいろんな工夫をしていかなければならない。

(C 委員) 運営権の設定について、「コンセッション」と言われているが、「中間的とりまとめ」のときも注釈をつけた経緯もあり、この言葉の取扱いを明確にし、「運営権」と言い換えて説明した方がいいのではないか。

【地方公共団体の支援について】

(L 専門委員) PFI 関係の予算案の中の「地方公共団体の支援の充実」は、有意義な制度になるのではないか。その中で、現場でどこで困っているのか等、生の意見が出てくると思うが、是非これらの意見をガイドライン等に反映させてもらいたい。また、ワンストップサービスの担当者は、実務経験者を選任するなどの人選をし、回答は形式的でなく、突っ込んだ形でしてもらえば、自治体の担当者は助かるのではないか。

(F 委員) 地方公共団体の担当者にマインドリセットしてもらい、PFI はVFM が大切であり、さまざまなガイドラインや規則類への形式的な適合性はその次であるということを知ってもらうことが必要であり、そのためにワンストップサービスが機能するよう、工夫してもらいたい。

(2) 今後の審議の進め方について

○事務局より、今後の審議の進め方について説明。

【モデルプロジェクトについて】

(M 専門委員) 建設中のところをどうするのかなど、事業者側からすると、ある程度予見性を与えてもらわないと積極的に手を挙げにくい。また、極めて単純な事業を必ず1つは選んでもらいたい。

(C 委員) 国土交通省で募集をした「新しいPFI・PPP」とうまく連動できれば、そうした方がより精力的にできるのではないか。

○今後の審議の進め方として、モデルプロジェクトについては、各委員の考えを伺い、それを踏まえて委員会で議論すること、また、P F I法の改正法案が成立したら、基本方針等、具体的に審議すること、さらに課題に対するロードマップを作成し、報告することとされた。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680, 9681